

令和元年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

令和元年7月5日

7月5日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第7 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第8 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第10 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鶴	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	16番	高	木	甚	一	
17番	大	堀	潔	18番	栗	林	利	男	
19番	伊	藤	寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志
農地班長 櫻 井 廣 子
主 査 高 橋 亮 太 郎

管理班長 高 橋 重 正
主 査 滑 川 典 文

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、19名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 篠塚正則委員、14番 菅谷樹雄委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから4ページで、整理番号は6番を除く1番から9番までです。

整理番号1番は破産のため、譲渡人である〇〇〇〇人の要望で譲受人に売買により所有権移転をするものです。

整理番号2番は譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番、4番、7番、8番、9番は譲受人が農業経営合理化のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号5番は譲渡人が〇〇で農業廃止のため、譲受人に売買により所有権移転をするものです。

整理番号6番は、冒頭に言ったように取消し案件でございます。

以上、8件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 去る、6月26日、水曜日、午後1時30分より市役所301会議室において、第3班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件でありました。

案件について、写真・書類による審査を行った審査結果について、報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番ついて、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、亡き譲渡人が〇〇し〇〇〇〇を行わなければならないことから、譲受人と売

買が整ったものであります。

なお、一部の農地ではありますが、従前より譲受人が利用権の設定により、耕作を行ってきた農地であり、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅から近い農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番、4番、5番の3件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号3番、4番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号3番、4番については、譲受人が同一であるため一括して説明をいたします。

整理番号3番については、譲受人が農業経営の合理化を図るため、牧場の中の農地を取得したいため、整理番号4番については、譲渡人が高齢で農地を処分したいことから、それぞれ売買を行おうとするものです。

したがって、所有権移転を行うことに問題はないと思われま

続きまして、整理番号5番について、説明をいたします。

この申請は、譲渡人が高齢で農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、また譲受人は自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、12番 高松多可史委員。

1 2番高松委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、山田推進委員が同じ地区であったため、既に聞いていたため報告しておりません。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、経営の合理化を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、17番 大堀 潔委員。

1 7番大堀委員 整理番号8番について、ご説明をいたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、農業経営の合理化を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号9番について、ご説明いたします。

この申請は、譲渡人および譲受人の共同田でありましたが、これまでの耕作者である譲受人に持分を全部移転したいことから、このたび売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第1号については、整理番号6番を除く8件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、整理番号6番を除く8件について、原案のとおり決定い

たします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和元年7月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番および2番です。

整理番号1番について、転用目的は農業用施設用地です。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地ではありますが、不許可例外事由Bであります農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当します。

なお、議案第3号 整理番号2番と同一事業です。

整理番号2番、転用目的は農業用施設用地、申請地の農地区分は第一種農地ではありますが、不許可例外事由Eであります農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は2件であります。

整理番号1番、2番について、写真および書類等の審査に加え、現地調査をした結果、申請の用途に供することの確実性には問題ないとの意見であり、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第2号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第2号 整理番号1番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、木内推進委員には電話連絡しまして、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○終点近くの○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○と○○○○○の間です。

申請人は、市内の○○○を営む農事組合法人ですが、○○からの汚水等を処理するため、畜産廃水処理施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、雨水排水は自然浸透処理とし、隣接農地にはフェンスを設けることで、土砂等の流出を防止します。

また、処理後の排水先については、接続する排水路の管理者である北総東部土地改良区からの同意を受けております。

資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないと考えられ、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号 整理番号1番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 整理番号1番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号2番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号2番について、伊東推進委員と現地調査を行いました。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇の近くにあります。

申請人は、市内に本店のある農産物の生産、加工、販売などを営んでいる法人ですが、経営規模の拡大により、甘藷の保管場所が必要となり既存施設の隣接地に甘藷用冷蔵倉庫を増設する計画をしたものです。

申請地では、雨水排水は浸透施設より敷地内で浸透処理することで、隣接農地への被害防除を図ります。

また、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないと考えられ、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号 整理番号2番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との異見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和元年7月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは6ページから11ページ、整理番号は1番から17番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は農業用施設用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地ですが不許可例外事由Bに該当します。

なお、議案第2号 整理番号1番と同一事業です。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第一種農地ですが、不許可例外事由Iであります住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

整理番号4番、転用目的は宅地拡張用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第一種農地ですが、不許可例外事由Oであります既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）に該当します。

整理番号5番および6番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号7番から10番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は都市計画用途地区内第一種住居地域のため第三種農地です。

整理番号11番から14番は同一事業です。転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は11番、13番、14番が地上権設定、12番が所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号15番、転用目的は農業用施設用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は農用地区内農地ですが、不許可例外事由Bに該当します。

整理番号16番から17番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は16番が第二種農地、17番が第一種農地ですが不許可例外事由Iに該当します。

以上、17件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は17件であります。

整理番号2番の転用目的が農業用施設用地については、議案第2号 整理番号1番との関連案件でありますので、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号1番、2番、3番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 整理番号1番、2番、3番の3件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員には電話連絡しまして、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○にあります○○○○○から直線で○キロメートル位の○○○○○の隣りです。

譲受人は、○○○○○○○に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

雨水排水は、自然浸透処理とし隣接農地はありません。

なお、本件は平成31年4月19日付けで転用許可を受けており、権利の内容の誤りによる再申請であり、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

整理番号2番について、木内推進委員には電話連絡をしまして、現地調査等を行った結果

ざいます。

本件につきましては、農業用倉庫については、すでに設置されているため始末書が提出されています。

譲受人は、市内の認定農業者ですが〇〇の作付け面積の拡大により、保管場所が必要となり〇〇〇〇〇〇を設置する計画をしたものであります。

申請地では、埋立て等を行わず、現況のまま利用し雨水排水は自然浸透処理とします。

また、隣接農地は自己所有地ですが生垣を設置し、土砂等の流出を防止します。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないと考えられ、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 16 番について、15 番 林 藤江委員。

1 5 番林委員 整理番号 16 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話の説明を行い了解を得ております。

場所ですが、〇〇から〇に向かう〇〇〇の〇〇地区の〇〇〇〇を〇〇方面へ〇〇メートルほど行った右側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇に本店のある〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、事業拡大に伴い既存の駐車場隣接地に増車した大型車用の駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず、整地後碎石敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。

また、隣接農地には擁壁およびフェンスを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないものと考えられ、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 17 番については、私の案件であるので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局高橋主査 代読させていただきます。

整理番号 17 番について、現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇の側にある〇〇〇から、〇〇〇〇〇〇を〇キロほど〇〇方面に上っていった所の左側になります。

譲受人は、市内に本店のある〇〇〇〇の補修事業や〇〇〇などを営む法人ですが、事業拡大に伴い事務所の隣接地に従業員用駐車場および作業用車両の駐車場を整備する計画をしたものです。

申請地では、平均 30 センチメートルほど砕石にて埋立てし、雨水排水は自然浸透処理とします。

また、隣接農地には、柵板を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、土地改良区の区域外であり、資金計画についても適切であると思われることから、本申請は転用の確実性や周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れがないと考えられ、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第 3 号の 4 番から 17 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号の 4 番から 17 番については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第 4 議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和元年 7 月 5 日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第4次農用地利用集積計画は、整理番号1番から11番です。ページは12ページから16ページです。

所有権移転が7件、9,206㎡で、このうち田が4,609㎡、畑が4,597㎡です。

次に、使用貸借権設定は1件、4,918㎡で、すべて畑です。そして、すべて新規設定です。

次に、賃借権設定は3件、22,115㎡で、すべて田です。そして、すべて新規設定です。

そのうち、農地中間管理機構分について、賃借権設定が2件、4,688㎡です。

以上11件の第4次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から2番、ページは17ページです。

賃借権設定が2件、4,688㎡で、すべて田です。そして、すべて新規設定です。

以上、2件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第

18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求め。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の内容を説明いたします。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、議案第3号 整理番号1番にて、改めて権利の内容を地上権設定として申請したものです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第3班 班長 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願いは1件であります。

案件については、書類等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、説明いたします。

本件は、平成31年4月19日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものでありますが、権利の内容が地上権の設定であるところ、賃借権の設定と認識誤りをして申請したため、取消しをするものであります。

なお、議案第3号 5条申請整理番号1番にて改めて申請されています。

以上、審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、取消相当として進達することに決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議長 日程第7 報告第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は4件です。

◎日程第8 報告第2号

議長 日程第8 報告第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第9 報告第3号

議長 日程第9 報告第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第10 報告第4号

議長 日程第10 報告第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和元年7月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎閉 会

議長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時55分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人